

公益社団法人山形市シルバー人材センター 役員の報酬等及び費用に関する規程

平成24年4月1日施行

平成25年5月9日一部改正

令和7年6月10日一部改正

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人山形市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「一般社団・財団法人法」という。）並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下、「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者及びセンターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第14号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表1「常勤役員の報酬月額」に定める金額とし、非常勤役員に対する報酬は、同じく別表1に定める定額とする。いずれも理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第4条第2項を準用するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 非常勤役員の報酬等は、現金で支給するものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(新たに常勤役員となった者及び常勤役員でなくなった者の報酬)

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。ただし、常勤役員になった日が月の途中の場合は、月額報酬を下記の通り日割りで支給する。

(月額報酬) × (当該月の就任日数から1を減じた日数) / 30日

2 常勤役員が退任したときは、その日までの報酬を支給する。ただし、常勤役員を退任した日が月の途中の場合は、月額報酬を下記の通り日割りで支給する。

(月額報酬) × (当該月の就任日数) / 30日

3 常勤役員が死亡した場合は、その日までの報酬を支給する。

(費用)

第8条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第9条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び財団に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成25年5月9日から施行する。(平成25年5月9日第4条別表1改正)

附則

この規程は、令和7年6月10日から施行する。

別表-1 役員報酬額(但し常務理事を除く)

(1) 常勤役員・・・月10万円とする。
(2) 非常勤役員・・・理事会3,000円/回とする。

別表-2 費用の額

(1) 非常勤役員・・・役員及び職員等の旅費に関する規程に準ずる。
